

ソーシャルメディア運営要綱

令和6年3月1日

宮崎県理学療法士会 小児部

(趣旨)

第1条 一般社団法人 宮崎県理学療法士会小児部(以下、「小児部」という。)のソーシャルメディア公式アカウントの運営に関して、遵守すべき規則をソーシャルメディア運営要綱(以下、「本要綱」という。)として以下のとおり定める。

(目的)

第2条 小児部は、ソーシャルメディア(以下、「SNS」という。)を運営するにあたり、法令および本要綱を遵守し、信頼される情報を発信するよう努める。また、SNSを用いた情報を発信することで、小児分野における地域課題解決と公益性に寄与することを目的とする。

(ソーシャルメディア公式アカウント)

第3条 小児部が運営するSNSを以下に示す。

- (1)宮崎県理学療法士会 小児部 Instagram
名 前 : 宮崎県理学療法士会 小児部
ユーザー名 : miyapt_syouni

(各種法令の遵守)

第4条 運営にあたり以下の各種法令を遵守する。

- (1)第三者の著作権・肖像権、誹謗中傷による第三者の名誉、その他権利侵害行為
(2)第三者の発信内容・記事等を引用する際の出所及び引用部分の明示

(運用方針について)

第5条 運用方針と注意事項を以下に定める。

- (1) SNS運用の際は本要綱の確認を原則とし、利用時点で同意したものとみなす。
(2) 小児部では、利用者の同意を得ることなく本要綱の内容を変更することができる。変更後の本要綱は公表した時点で効力が生じ、利用者は変更後の要綱の適用を受けるものとする。
(3) SNS上で発信された情報は発信時点のものであり、その後変更されることがある。
(4) 利用者は、利用に際し以下の行為(そのおそれのある行為を含む)を行うことを禁止する。
ア 小児部会、他の利用者または第三者の権利・利益を侵害する行為
イ 小児部会、他の利用者または第三者を誹謗中傷し、侮辱し、名誉、信用、プライバシー等の棄損、又は業務を妨害する行為
ウ SNSを通じて得た情報を営利目的に流用する行為
エ 小児部会、他の利用者によるSNSの利用を阻害する行為

オ ハッキング等の不正行為

カ 公序良俗、法令若しくは刑罰法規、本要綱の違反、または小児部が不適切と判断する行為

- (5) 利用者が本要綱に違反し小児部に損害を与えた場合、当該利用者に対して損害賠償請求ができる。また、SNSの利用に関連し、小児部やその他の第三者に有形無形の損害を与えた場合、当該利用者はこれを自己の責任と負担において賠償、解決をはかることとし、小児部では一切の責任を負わないものとする。
また、違反に伴う書き込みの削除や利用を禁止することができる。

(著作権・商標について)

第6条 SNS上で利用される著作権・商標の扱いを以下に定める。

- (1) SNS上で利用される著作物(写真、ロゴマーク、図形、文章、イラスト等)、トレードマークやサービスマークなどの商標に関する権利は、小児部およびその関連団体、または原著作権者もしくはその所有者に帰属する。
- (2) SNS上で掲載するすべての内容および著作物、商標について、法律で定められた範囲を超えての使用を禁じる。

(免責事項)

第7条 SNS利用における免責事項を以下に定める。

- (1) SNS上での投稿が以下に当てはまる場合、予告なしに情報を変更・削除、または公式アカウントを中断・中止することができ、これらによって生じるいかなる損害について一切の責任を負わないこととする。

ア 虚偽の内容や誤解を与える可能性のあるもの

イ 公序良俗または法令に反するもの

ウ 誹謗中傷およびプライバシーなど他者の権利を侵害するもの

エ 宗教活動、営業活動等にみなされるもの

オ その他、運営にあたり不適切と判断した行為または内容

- (2) 第三者より提供される情報について、その内容の完全性、適切性、有用性、正確性、安全性等について、いかなる保証も行わず、生じる損害についてもその責任を負わないものとする。

(問い合わせについて)

第8条 要望、問い合わせは、Instagram上のダイレクトメッセージから受け付けるが、コメントに対する回答は控えることがある。

(要綱の改廃)

第9条 本要綱の改廃は、宮崎県理学療法士会理事会での決議による。

附 則

- 1 本要綱は、令和6年3月1日より施行する。